

慶安御触書

一 耕作に精を入田畑の植種よく扱申す  
 念といは草はふるかに仕るべし草は  
 能くとり第々化乃る種入を仕るべし  
 よう出来取実もよくあるは付田畑乃  
 境小大豆小豆を植申すに仕る事  
 一朝記といは草を刈て田畑耕作に  
 かり晩は繩をまひ俵をのみ何れそ  
 ちさくこれ仕事油のよく仕る事  
 一 酒茶と粟のちやる飯妻子回後の事  
 一 里方は屋敷のどし不付本を植下敷申すも  
 取り薪を買ひ候わぬに仕る事

これは、甘栗郡三波川村（現鬼石町三波川）に残る「慶安御触書」です。慶安のお触れ書きは、法令の遵守、領主・村役人への服従、耕作専念の強制、米食・衣服の制限、たばこ・酒・茶の禁止、さらに家族関係への干渉に至るまで、農民の守るべき心得を細かく指示し規制しています。そして「年貢さえすまし候えば、百姓程心安きものはこれなく」の節で終わりますが、幕府のねらいは本百姓体制を維持し、幕藩体制の根本である年貢を確保することにあります。

慶安のお触れ書きは、慶安2年（1649）の公布とされていますが、その成立年代について諸説あります。この史料は幕府代官山本大膳により天保9年（1838）に刊行され関東の幕府領に頒布されたものです。全32ヶ条からなっています。

一 耕作に精を入れ、田畑の植種同じく扱えよう  
 念をいれ草はえざるように仕るべし、草を  
 能くとり第々作りの間へ鋤入れを仕り候えば、作も  
 よく出来取実も多くこれあるに付き、田畑の  
 境に大豆小豆など植え少々たりにも仕るべき事  
 一朝起きをいたし朝草を刈り、昼は田畑耕作に  
 かり晩には繩をない俵をのみ、何にても  
 ときどきの仕事油断なく仕るべき事  
 一 酒茶を買いのみ申すまじく候、妻子回然の事  
 一 里方は屋敷の廻りに竹本を植え、下敷なりとも  
 取り、薪を買い候わぬように仕るべき事